

令和2年5月7日

緊急事態宣言を踏まえての当協会業務運営について

令和2年5月4日付、政府から「緊急事態宣言」の延長が発令されたため、当協会としては緊急事態宣言に対応するため、引き続き5月7日より当面の間、業務運営の縮小を行う形で対応いたします。

つきましては、窓口及び電話等の対応が出来ずご迷惑をお掛けするかと申し上げますので、当協会へのお問い合わせについては、以下の【お問合せ先】へメールにてお願いいたします。

なお、職員が不在等で適切な対応が困難となる場合がありますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

【対応期間】

令和2年5月7日（木）～当面の間

【お問合せ先】

- 外国人技能実習生技能検定試験に関すること
kentei-zuuii@kan-nokaikyo.or.jp
- 令和2年度前期技能検定試験に関すること
kentei@kan-nokaikyo.or.jp
- 研修・講習に関すること
kikakuigyoyou@kan-nokaikyo.or.jp
- ものづくりマイスター等の派遣に関すること
shien@kan-nokaikyo.or.jp
- 技能士手帳、技能士カードに関すること
shingiren@kan-nokaikyo.or.jp
- その他
soumu@kan-nokaikyo.or.jp